

## 日之影町ロゴマーク使用規程

### (目的)

第1条 この規程は、日之影町ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する際に必要な事項を定め、日之影町（以下「町」という。）のPR、町産品の販売拡大その他町の産業振興等に寄与することを目的とする。

### (ロゴマークに関する権限)

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、町に属する。

### (使用申請)

第3条 ロゴマークの使用を希望するものは、使用申請書（様式第1号）を日之影町長（以下「町長」という。）に提出しなければならない。

### (使用許可)

第4条 町長は、第3条に規定する使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、使用許可を行うことができる。この場合において町長は、イラスト等の利用方法その他ロゴマークの使用について、必要に応じ条件を付すことができる。

2 町長は、前項に規定する使用許可を行った場合は、使用許可証（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

### (使用許可の制限)

第5条 町長は、前条の規定にかかわらず、申請者の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を許可しないものとする。

- (1) 町の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (4) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (5) ロゴマーク使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (6) その他町長が不相当と認めた場合

### (遵守事項)

第6条 ロゴマークを使用するにあたり、下記の各号を遵守しなければならない。

- (1) オリジナルデザインを変更しないこと。
- (2) ロゴマークの利用にあたっては、使用許可を受けた内容に限ること。
- (3) 利用許可を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (4) 作成した製作物を商標登録しないこと。
- (5) その他各種の法令を遵守すること。

(使用の期間)

第7条 ロゴマークの使用期間は、原則として許可を受けた日から2年間とする。

(状況報告)

第8条 ロゴマークを使用したものは、使用期間終了後、速やかに町長に報告し、町長の指示に従うものとする。

(使用内容の変更等)

第9条 申請書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに町長に報告し、町長の指示に従うものとする。

(使用の停止等)

第10条 町長は、ロゴマークの使用に関して、不適切な使用を行っていると判断する場合は、使用許可の取消を命ずることができる。

(使用料)

第11条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(経費等の負担)

第12条 町は、ロゴマークを使用した者に対し、その使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 町は、ロゴマークの使用に起因する損害賠償等について、一切の責任を負わない。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、日之影町地域振興課が行う。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年3月10日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

日之影町ロゴマーク使用（変更）許可申請書

年 月 日

日之影町長 様

申請者 住所  
名称  
代表者（職氏名）

印

日之影町ロゴマーク使用規程により、下記のとおり申請します。

記

申請者	法人・団体名			
	所在地			
	主な事業・活動内容	※主な事業や活動内容が把握できる概要書（パンフ等）で代用できます。		
申請内容	ロゴマークの使用用途	※できる限り詳細に記入ください。（事業の内容がわかる資料で代用できます。） ※有料の事業・製作物等に使用する場合は、事業の企画書（価格や販売ルートなどがわかるもの）等も添付ください。		
申請に関する 担当者連絡先	担当者		部署	
	TEL		FAX	
	E-mail			

様式第2号（第4条関係）

日之影町ロゴマーク使用（変更）許可書

文 書 番 号

年 月 日

(○○○○○○○○) 様

日之影町長

年 月 日付けで申請のありました、日之影町ロゴマーク使用（変更）許可申請については、下記により使用を許可します。

記

使用申請者	
ロゴマークの使用用途	
使用条件	<ul style="list-style-type: none"><li>○ロゴマークを使用する場合には、「日之影町ロゴマーク使用規程」を遵守すること。</li><li>○ロゴマークそのものには変化を加えないこと。</li><li>○使用方法については、事前に日之影町と十分な協議を行うこと。</li></ul>